

平成 27 年度西日本弁理士クラブ若手会主催

「新しい商標の実務上のポイントとハーグ協定加盟による外国意匠
出願の考え方について」

研修報告

平成 27 年 7 月 9 日（木）に、「新しい商標の実務上のポイントとハーグ協定加盟による外国意匠出願の考え方について」のテーマで研修を開催いたしました。平日の夕方にも関わらず、32 名の方にご参加いただきました。

今回の研修では、講師に弁理士の垣木晴彦先生をお迎えし、商標法および意匠法の平成 26 年改正において、新たに導入されました新しい商標の実務上のポイントや、意匠の国際出願制度について、お話しいただきました。



新しい商標の実務上のポイントとしては、まず、日本特許庁において、新たに商標登録が認められることとなった、音の商標や、位置商標、色彩のみからなる商標などについて、条文を確認しながら、ご説明いただきました。そして、各商標において、実務上、審査で重要となると思われるポイントについて、お話しいただきました。

また、意匠の国際出願制度としては、国際出願制度の概要についての説明に始まり、その後、意匠の国際出願をする際の注意点についてわかりやすくご説明いただきました。



また、講義の終わりには、垣木先生のこれからの弁理士像について熱く語っていただき、改めて弁理士になった時の情熱を思い起こさせていただけの機会になったと思います。まさに、弁理士としての知識の面でも、弁理士としての心構えの面でも、これからの弁理士実務に活かすことができるような研修になったと思います。